

地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%、令和元年10月1日から8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

南牧村の令和3年度一般会計当初予算における用途状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源分)	25,000千円
【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	443,551千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	社会福祉事業	41,592			9	3,538	38,045
	障害者福祉事業	63,220	45,183		1,440	1,412	15,185
	高齢者福祉事業	34,673	18,448		3,803	1,057	11,365
	福祉医療給付事業	14,557	7,216			625	6,716
	児童福祉事業	27,717	17,606		672	803	8,636
	小計	181,759	88,453		5,924	7,435	79,947
社会保険	国民健康保険事業	17,048	7,090			847	9,111
	介護保険事業	93,948	5,020			7,566	81,362
	後期高齢者医療保険事業	75,923	14,239			5,248	56,436
	小計	186,919	26,349			13,661	146,909
保健衛生	成人保健事業	16,340	656		2,705	1,104	11,875
	母子保健事業	655				56	599
	感染症予防事業	14,181	11,436			234	2,511
	医療確保事業	43,697		14,200		2,510	26,987
	小計	74,873	12,092	14,200	2,705	3,904	41,972
合計	443,551	126,894	14,200	8,629	25,000	268,828	

※地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業の一般財源の比率に応じで按分しています。